

# 四街道市第9回農業委員会議事録

平成30年12月10日(月)

## 第9回農業委員会総会会議次第

日時：平成30年12月10日

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階第一会議室

### 1. 開 会

### 2. 議事録署名委員の指名

10番 江原 清 委員

11番 中村 永治 委員

### 3. 議 事

議案第1号 農地法第4条による許可申請について

議案第2号 農地法第5条による許可申請について

議案第3号 平成30年度第9次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号による農地転用届出について

報告第3号 軽微な農地改良の届出について

報告第4号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出について

### 4. そ の 他

### 5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

1番 松戸芳子	2番 小金井貞夫
3番 林田静治	5番 橋本豊
6番 永野久雄	8番 福田泰敏
9番 岡田英明	10番 江原清
11番 中村永治	12番 井岡信夫
13番 船津守	14番 細野裕樹
15番 中村礼奈	

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	金親 信治
主 幹	池田 等
副 主 査	林田 良一
主 事	酒井 哲也

# 平成30年度第9回定例農業委員会総会議事録

日時：平成30年12月10日（月）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 第1会議室

## 1. 開 会

○議 長（船津会長） それでは平成30年度第9回定例農業委員会総会を開会致します。

## 2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、総会の成立することをご報告致します。

次に本日の議事録署名委員は10番の江原委員さん、11番の中村永治委員さんをお願いします。

なお、本日は傍聴者がおりませんことをご報告致します。

## 3. 議 事

○議 長 それでは議事に入ります。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について整理番号1項について、ご説明致します。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で、住宅の用又は事業の用に供する施設が連担する区域に隣接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところでございます。

土地利用計画は、土地所有者が自ら転用を伴い、建築面積 93.07平方メートルの平屋の専用住宅を建築するものです。

周辺への被害防除ですが、隣地への土砂流出を防ぐため、敷地内の周囲に土砂によりマウンドアップを行うこととしています。資金については、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。

他法令関係ですが、土砂等の搬入はありませんので、残土条例は適用外です。開発許可については受付済でございます。

位置につきましては、13ページから14ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号につきましては、12月3日に第2班による事前調査会が行なわれております。班長の小金井委員さん、説明をお願いします。

○小金井班長 第2班の班長小金井です。去る12月3日、2班のメンバーと地元委員並びに事務局で事前調査会を行いました。第2班としては許可相当としております。詳しいことは地元委員の方から説明をお願いします。

○議 長 それでは地区担当の私の方から説明致します。

事務局並びに班長さんから詳細なる説明があり、私の説明するところはあまりなくなってしまったんですけれども、登記地目は宅地となっております、現況は畑となっております。元々はお父さんが酪農をやっていて牛舎が立っておりましたけれども、更地にして今は畑として利用されておりますので、転用して使用するという事で申請した案件でございます。あとは建築面積93.07㎡、床面積90.25㎡で、自己資金としては1500万円ということです。

宅地の周りは畑ですけれども、これもすべてこの案件の建築者が持っている農地なので特に問題はございません。以上です。

○議 長 ただ今議案第1号につきまして、事務局及び班長さん並びに地区担当から説明がありました、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、採決をおこないます。

議案第1号につきまして許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号については、可決致します。

○議 長 次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見については、第1項と第2項は関連がありますので一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**議長** ご異議なしと認め、一括議題と致します。  
それでは、議案第2号第1項と第2項を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

整理番号1項及び2項はただ今会長から皆さんのご賛同を得たので、併せてご説明致します。  
申請地は、大日の畑で、住宅の用又は事業の用に供する施設が連担する区域に隣接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところでございます。

土地利用計画の全体は、お配りした図面をごらん頂きたいのですが、2349.87㎡の土地に11棟の分譲住宅の建築をするもので、この土地は原野で、農地ではありません。

今回の申請は、この開発地の前面道路の幅員を6メートルに拡張し、隅切りをするための転用となります。転用する農地は、整理番号1項が40.86㎡、整理番号2項が、8.66㎡です。

周辺への被害防除ですが、区域外周にブロックを設置し、周辺への雨水及び土砂等の流出を防止することとしています。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。

他法令関係ですが、土砂等の搬入はありませんので、残土条例は適用外です。開発行為は受付済です。

位置につきましては、13ページ及び15ページの案内図をご覧ください。

説明は以上となります。

○**議長** 議案第2号第1項と第2項につきましては、12月3日に第2班による事前調査会が行なわれております。班長の小金井委員さん、説明をお願いします。

○**小金井班長** 2班班長の小金井です。先ほどと同じように2班メンバーと地元委員、それと事務局で調査を行いました。いま事務局の説明の通り事前調査会では11棟の建売住宅です。代理人の説明を受け現地確認をいたしまして、事前調査会としては許可相当としてあります。詳しいことは地区担当委員の方からご説明をお願いしたいんですが。

○**議長** それでは続けて地区担当の江原委員さん、説明をお願いします。

○**江原委員** 去る事前調査会に於いてこの案件を精査しました。場所的には四街道志津線を志津方向に向かって東関道の手前のセブンイレブンの左に入ったあたり、そこは農地が広がっ

ているんですが、両方とも申請者の農地となっています。拡幅工事に伴いU字溝を設置し上水を入れます。U字溝の末を、雨水管が通っているんですが、そこへ接続するという事です。以上です。

○議 長 ただ今、議案第1号と議案第2号について、事務局及び班長さん、地区担当江原委員さんから説明がありました。質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、採決を行います。議案第2号1項を採決致します。議案第2号1項を許可相当として県に進達することに、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号1項については可決致します。

○議 長 続いて、議案第2号2項につきまして、許可相当として、県に進達することに、賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号2項については、可決致します。

○議 長 次の議案第2号第3項は農業委員が関係する事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで当該委員の退席をお願いします。

(委員1名退室)

○議 長 それでは議案第2号第3項を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

○事務局 第3項についてご説明致します。

申請地は、長岡の畑で、住宅の用又は事業の用に供する施設が連担する区域に隣接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところでございます。

土地利用計画は、譲受人が所有権の移転を受け転用し、建築面積101.24㎡の専用住宅及び車庫2棟計72.9㎡を建築するものです。

周辺への被害防除ですが、敷地内は周辺より若干低くなっているため、雨水などは、敷地内

に自然浸透で処理の予定です。

資金については、金融機関からの事前審査結果の回答書により地目が宅地となることを条件に内諾を得ていることを確認してあります。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。

他法令関係ですが、土砂等の搬入はありませんので、残土条例は適用外です。開発許可については受付済です。

位置につきましては、17ページ及び18ページの案内図をご覧ください。

説明は以上となります。

○議 長 議案第2号第3項につきまして、事前調査会が行なわれておりますので、班長の小金井委員さん説明をお願いします。

○小金井委員 この件につきましても12月3日、第2班と地区担当とで事前調査を行いました。事前調査会におきまして譲渡人の土地に建築確認をいたしました。

本来ですと地区担当委員が説明するんですが、退席中ですので地区担当の代理の方に補足説明をお願いしたいと思います。

○議 長 それでは地区担当退席のため江原委員さん説明をお願い致します。

○江原委員 場所的には長岡橋のすぐ近くで、目印としてはコメリの南側になります。周りには家庭菜園をやっている方1名、後は雑種地というか山林になっていきますので、周りには問題がないと思われまます。以上です。

○議 長 ただ今、議案第2号第3項につきまして、事務局及び班長、並びに江原委員さんから説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号3項につきまして、許可相当として、県に進達することに、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号3項については、可決致します。

○議 長 審議が終了しましたので、退席委員の入室を許可します。

(委員1名入室)



○議 長 次に議案第3号平成30年度第9次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは4ページをお開き下さい。

議案第3号農用地利用集積計画の決定について

四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成30年度第9次農用地利用集積計画の決定を求められたものでございます。

5ページをお開き下さい。

平成30年度第9次農用地利用集積計画（案）です。

今回は次の6ページにわたり10件となります。

5ページの番号1から5までは、新規となります。

番号1、3、5についてはいずれも田で、同一の借受者で、経営面積の拡大に伴うものです。番号1は、452㎡、番号3は、1021㎡、番号5は、247㎡、いずれも賃貸借で、終期は、平成35年12月末日となります。

番号2は畑で、経営面積の拡大に伴うものです。賃貸借で、終期は、平成36年12月末日となります。

番号4は畑で、こちらも経営面積の拡大に伴うものです。使用貸借で、終期は、平成36年12月末日となります。

6ページをお開き下さい。

番号6から10ですが、いずれも更新です。

番号6は、田で、3筆2、534㎡、賃貸借で、終期は、平成35年12月末日となります。

番号7から10は、同一の借受人です。

番号7は、田で、2筆2、105㎡、賃貸借で、終期は、平成35年12月末日となります。

番号8は、田で、3筆2、304㎡、使用貸借で、終期は、平成35年12月末日となります。

番号9は、田で、2筆1、232㎡、使用貸借で、終期は、平成35年12月末日となります。

番号10は、畑で、1、500㎡、賃貸借で、終期は、平成35年12月末日となります。

7ページをお開き下さい。

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容の詳細については、記載のとおりとなっております。

説明は以上です。

○議 長 ただ今、議案第3号につきまして事務局から説明がありましたが、質問はありませんか。

橋本委員挙手

○議 長 橋本委員

○橋本委員 8, 9番は賃貸借ではないですね。

事務局挙手

○議 長 事務局

○事務局 8, 9番は使用貸借でございます。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、採決を行います。  
議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号については、可決致します。

○議 長 次に協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 8ページをお開き下さい。

協議報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

今回は1件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、公衆用道路に転用するという届出です。

詳細は記載のとおりです。

説明は以上となります。

○議 長 協議報告第1号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第1号は終了致します。

○議 長 次に協議報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 9ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号による転用届出に対する専決処分について事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から、10ページの5項まで、合わせて5件ですが、いずれも、市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転を受けて、駐車場1件、専用住宅4件に転用するという届出です。

なお、整理番号1項は、持ち分の移転となります。

詳細は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第2号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第2号は終了致します。

○議 長 次に協議報告第3号軽微な農地改良の届出についてを、事務局の説明をお願いします。

○事務局 11ページをお開き下さい。

協議報告第3号軽微な農地改良の届出について

対象地は和田の畑1, 537㎡で、畑の地盤が隣接する道路よりも低いことから、盛り土をするという届出がありました。

近隣から発生する土で、20センチから50センチ嵩上げするという内容となっています。

説明は以上となります。

○議 長 協議報告第3号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第3号は、終了致します。

○議 長 次に協議報告第4号農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について事務局の説明をお願いします。

○事務局 協議報告第4号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出につい

て

こちらにつきましては平成13年以前に建築した農業用倉庫の敷地について、当時、転用の届出がなされていなかったことから、今回、指導により、届出がなされたものです。

説明は以上となります。

○議 長 協議報告第4号について事務局から説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第4号は、終了致します。

○議 長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了致します。

#### 4. その他

○議 長 その他ですが、委員の皆さんの方から何かありますか。

細野委員挙手

○議 長 細野委員

○細野委員 蒸し返すわけではありません。補足でも教えて下さい。先ほどの開発の件なんですけれども、後から配っていただいた追加資料のこの図面と現地の案内図がありますけれども、水路のところの地型が大分違うと。申請通りこの図面の方が正式で間違いは無いと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。ご存知でしたら教えて下さい。この案内図の水路のところの地型が相当違うんですよ。案内図で直線が大分入っているんですけども、この申請図は直線ですよね。水路側が。

江原委員挙手

○議 長 江原委員

○江原委員 平成の初めのころにこの水路をまっすぐに直したんです。幅員の方は市の所有地の中をはしっているので、その場所は全然変わってなくて水路だけをまっすぐにした。

細野委員挙手

○議 長 細野委員

○細野委員 地型的には直線で問題は無い。

江原委員挙手

○議 長 江原委員

○江原委員 問題は無い。

細野委員挙手

○議 長 細野委員

○細野委員 分かりました。

事務局挙手

○議 長 事務局

○事務局 ちょっと補足します。事務局からなんですけど、四街道市にはいっぱいある。この図面と今の江原委員の言ったこの水路の図面の方がちょっとでこぼこしたようになっています。

細野委員挙手

○議 長 細野委員

○細野委員 はい、わかりました。

○議 長 他の委員さんからはございませんか。

橋本委員挙手

○議 長 橋本委員

○橋本委員 農地を貸したいということで畑は原価がない。固定資産ですから。田んぼは水代があるにもかかわらず使用貸借の可能性が出てきた。

○議 長 そうですね。私の聞いた情報としては四街道ではともかく、隣接地区の一部で作れ

ないから作ってほしい。先ほどの使用貸借ですけれども、あくまでも貸し借りは当事者同士の話し合いですから、さっきの案件も使用貸借も貸貸借がある。

○議 長 他に委員さんからありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは事務局のほうから。

○事務局 2点ほど説明いたします。

1点目、12月3日の事前調査会の件ですが、実は1件事前調査会時に代理人が調査会に見えず、現地での対応になりました。事前相談時、申請時に事前調査会の出席を求めたにもかかわらず、会場に見えませんでした。今後、事前調査会の出席には、このようなトラブルが無いように十分説明をして参ります。出席された2班の委員、地区担当委員の皆さんにご迷惑をおかけしました。皆さんにもご迷惑をおかけしました。

2点目は、農業委員の推薦及び応募状況ということで経過報告します。

さきほど会長からも説明していただきましたが来年1月の18日、会長・職務代理者そして推進委員の方は橋本委員・林田委員にも出席していただき、評価委員会を実施します。

事務局からは以上です。

○議 長 それでは次に会議次第の裏面をご覧ください。1月の開催予定ですけれども、事前調査会が1月4日 月曜日 第3班によります。

また、総会は、1月11日 木曜日、午後2時で、場所は福祉センター3階第1会議室です。

農地相談日は、1月4日を予定しておりますので、担当委員さんは事務局から連絡がありましたらお願いします。

## 5. 閉 会

○議 長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議は閉会致します。

閉会午後2時45分